



雇用保険の対象者拡大に伴う技術職員の常勤性の確認について

平成29年1月1日から、雇用保険の制度が改正され、65歳以上の常勤の従業員も雇用保険に加入しなければならなくなりました。

それに伴い、建設業許可及び経営事項審査の審査において、技術職員の常勤性を確認する方法が、一部変更になりました。

雇用保険の制度改正内容

《新たに雇用保険の対象になる者》

- ①  Aさん：65歳
(65歳以上) 常勤の従業員として平成29年1月1日以降に雇用
- ②  Bさん：66歳
(65歳以上) 平成29年1月1日より前に65歳以上の常勤の従業員として雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用

該当する従業員がいる場合は、管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。

常勤性の確認方法

《建設業許可の専任技術者》

- ① 健康保険被保険者証の写しの提示
* 個人事業主の場合は、「国民健康保険証」又は「建築国保加入証」等の提示
- ② 雇用保険被保険者証の写しの提示
* **65歳以上の従業員についても提示できるようになりました。**
- ③ 直近の健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」の原本提示
- ④ 直近の「住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」の原本提示
- ⑤ ①～④で確認できない場合は、「源泉徴収簿及び領収済通知書」又は「出勤簿及び賃金台帳」等の原本提示

《経営事項審査の技術職員》

1 次の書類をすべて提示

- ① 直近の健康保険・厚生年金保険の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本
- ② 技術職員全員の事業所名が記載された「健康保険被保険者証」等の写し
- ③ 審査基準日を含む7ヶ月以上の「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」の原本

2 1の書類で確認できない場合は、次の書類をすべて提示

- ① 技術職員全員の事業所名が記載された「雇用保険被保険者証」の写し
- ② 審査基準日を含む7ヶ月以上の「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」の原本

*** 65歳以上の従業員については、雇用保険で確認します。**

3 1及び2の書類で確認できない場合は、次の書類をすべて提示

- ① 技術職員全員の「住民票」又は「住民票記載事項証明書」等の原本
- ② 審査基準日を含む7ヶ月以上の「源泉徴収簿及び出勤簿」又は「賃金台帳及び出勤簿」の原本